

第 92 号議案

指定管理者の指定の件（神戸市産業振興センター）

次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者を指定する。

令和2年11月27日提出

神戸市長 久 元 喜 造

1 公の施設の名称

神戸市産業振興センター

2 指定管理者

神戸市中央区東川崎町1丁目8番4号

公益財団法人神戸市産業振興財団

代表理事 富山 明男

3 指定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

理 由

神戸市産業振興センターの指定管理者の指定をするに当たり、議会の議決を経る必要があるため。

神戸市産業振興センターの指定管理者の指定等について

1. 公の施設の名称

神戸市産業振興センター

2. 指定管理者

公益財団法人神戸市産業振興財団

理事長 富山 明男

住 所 神戸市中央区東川崎町1丁目8番4号

3. 指定期間

令和3年4月1日～令和8年3月31日

4. 債務負担行為

期間：令和2年度～令和7年度 限度額：827,800千円

5. 令和3年度予定額

165,056千円（令和2年度指定管理料 166,067千円）

6. 選定までのスケジュール

応募要領配布期間 令和2年7月6日（月）～7月10日（金）

現地説明会 令和2年7月15日（水）

質疑受付 令和2年7月15日（水）～7月22日（水）

提案書類受付期間 令和2年8月21日（金）～8月28日（金）

指定管理者選定評価委員会 令和2年10月12日（月）

7. 選定理由

神戸市産業振興センター指定管理者候補者選定にあたっては、1団体から提案をいただいた。経済観光局指定管理者選定評価委員会において、提案図書等について、団体の概要、運営上の基本方針、施設運営・事業実施、管理運営体制、収支予算を選定基準に基づいて総合的に評価し、選考を行った。その結果、バランスの取れた事業計画及び提案内容であり、これまでの実績も踏まえ安定した運営が期待できることから候補者として選定した。

〔施設の概要〕

(1) 設立趣旨

市内における中小企業の基盤強化及び振興を図り、もって市内の産業の発展に寄与することを目的として設置した。

(2) 所在地

神戸市中央区東川崎町1丁目8番4号

(3) 開設時期

平成5年5月

(4) 規模構造

鉄骨鉄筋コンクリート造 地下1階建地上10階建

(5) 施設内容

- ・公の施設：ホール、会議室、レセプションルーム、ロビーその他便益施設
- ・利便施設：レストラン、自動販売機、公衆電話
- ・その他主要施設：関係団体オフィス、企業育成室、SOHOプラザ、ソフトウェア研修室、神戸起業操練所

(6) 使用時間

ホール、会議室、レセプションルーム 午前9時から午後9時まで

(7) 休館日

- ・年末年始（12月29日から翌年の1月3日までの日）
- ・市長が施設等の管理上必要があると認める日